

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業の一覧（12月補正分）

No.	事業名	事業内容	担当部署
1	低所得世帯臨時生活 支援金事業 (住民税非課税世帯)	<p>① 目的</p> <p>原油価格・物価高騰等の煽りを受ける低所得者世帯に対し、1世帯当たり7万円の生活支援金を給付することで、物価高騰の影響が大きい低所得世帯の負担軽減を図ることを目的としています。</p> <p>② 対象者</p> <p>基準日(令和5年12月1日)時点で本市に住民登録があり、世帯全員について令和5年度住民税が賦課されていない世帯の世帯主(住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯及び租税条約による免税の適用の届出によって住民税均等割が課されていない者を含む世帯は対象外)</p> <p>【申請が不要な世帯(ア)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回(令和5年10月～11月実施の庄原市低所得世帯臨時生活支援金)の支援金(1世帯あたり3万円)を受給した世帯 ・令和5年12月下旬に、支給に関する通知を送付しています。この通知は、令和6年1月中旬～下旬に、前回支給した口座へ支援金を振り込むことのお知らせするもので、受取口座を変更する場合や、受給を辞退する場合などを除き、書類の返送は不要です。 <p>【申請が必要な世帯(イ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記アを除く世帯 ・対象と見込まれる世帯には、市から「確認書」を送付します。(発送時期:令和6年1月中旬予定) ・「確認書」に必要事項を記載の上、同封の返信用封筒を使用し、市へ返送してください。 <p>③ 支援金</p> <p>1世帯当たり7万円</p> <p>④ 返送期限※対象世帯のみ</p> <p>返送期限:令和6年3月15日</p> <p>市は、返送された書類を審査後、順次支給の手続きを行います。令和5年1月2日以降に転入された方を含む世帯など、一部の世帯には、確認書ではなく「申請書」を送付させていただく場合もあります。</p>	<p>生活福祉部 社会福祉課生活福祉係 Tel:0824-73-1140 (専用ダイヤル)</p> <p>▼事業の詳細はこちら</p> 

No.	事業名	事業内容	担当部署
2	低所得世帯臨時生活 支援金事業 (家計急変世帯)	<p>① 目的</p> <p>原油価格・物価高騰等の煽りを受ける低所得者世帯に対し、1世帯当たり7万円の生活支援金を給付することで、物価高騰の影響が大きい低所得世帯の負担軽減を図ることを目的としています。</p> <p>② 対象者</p> <p>基準日時点で住民登録があり、住民税非課税世帯に該当する世帯以外の世帯のうち、令和5年4月から令和6年3月までの家計が急変し、同一の世帯に属するもの全員が、住民税非課税世帯と同様の収入状況にある世帯の世帯主(住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯及び租税条約による免税の適用の届出によって住民税均等割が課されていない者を含む世帯は対象外)</p> <p>③ 支援金</p> <p>1世帯当たり7万円</p> <p>④ 申請期間</p> <p>支給には申請が必要です。上記の要件をご確認の上、社会福祉課にご相談ください。</p> <p>期間:令和6年1月4日(木)~3月29日(金)</p>	<p>生活福祉部 社会福祉課生活福祉係 Tel:0824-73-1140 (専用ダイヤル)</p> <p>▼事業の詳細はこちら</p> 

No.	事業名	事業内容	担当部署
3	介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金事業	<p>① 目的 原油価格や物価高騰が経営に大きく影響を及ぼす中、市内で介護・障害福祉サービス事業所等を運営する法人等に対し支援金を交付することで、事業者の負担軽減と事業継続につなげることを目的としています。</p> <p>② 対象者 市内で介護・障害福祉サービス事業所等を運営する法人等</p> <p>③ 支援金 事業所数・利用定員を基に算出 ・基本額：1事業所当たり10万円 ・定員加算：入所系事業所：定員1人当たり4千円 通所系事業所：定員1人当たり2千円</p> <p>④ 申請期限 令和6年2月26日(月)</p>	<p>【介護サービス】 生活福祉部 高齢者福祉課 介護保険係 Tel:0824-73-1167</p> <p>▼事業の詳細はこちら</p>  <p>【障害福祉サービス】 生活福祉部 社会福祉課社会福祉係 Tel:0824-73-1153</p> <p>▼事業の詳細はこちら</p> 

No.	事業名	事業内容	担当部署
4	子育て世帯支援臨時給付金事業	<p>① 目的</p> <p>原油価格・物価高騰等の煽りを受ける子育て世帯に対し、対象児童1人につき1万円の給付金を支給することで、物価高騰の影響が大きい子育て世帯の負担軽減を図ることを目的としています。</p> <p>② 対象者</p> <p>基準日(令和5年 11 月 30 日)時点で本市に住民登録があり、対象となる児童を養育する児童手当受給者及び児童手当受給者に相当する方(児童手当に準じ、児童の養育者のうち生計を維持する程度の高い方)の手当受給口座に振り込みます。</p> <p>【申請が必要な方】</p> <p>対象者にあてはまり、かつ次の(1)または(2)に該当する方は申請が必要です。</p> <p>※申請受付完了し次第、児童手当の所得制限限度額を用いた所得審査等を行い、順次支給します。</p> <p>(1)児童手当(本則給付)令和5年 12 月分受給者(公務員)</p> <p>(2)平成 17 年4月2日から平成 20 年4月1日生まれの児童のみの養育者</p> <p>③ 申請期間</p> <p>令和6年3月1日～4月 30 日</p>	<p>生活福祉部 児童福祉課児童福祉係 Tel:0824-73-1192</p> <p>▼事業の詳細はこちら</p> 
5	飼料高騰対策支援金事業	<p>① 目的</p> <p>海外産輸入飼料の価格高騰に伴う配合飼料等及び粗飼料の価格高騰により影響を受けた市内の畜産経営体の負担軽減と経営維持を目的としています。</p> <p>② 対象者</p> <p>市内に住所を有する畜産農家及び市内に本店又は主たる事務所を有する法人</p> <p>③ 支援金</p> <p>・配合飼料等:5,000 円/t ・粗飼料:5,000 円/t</p> <p>※1経営体当たりの上限額は 200 万円。但し、上限額は配合飼料等と粗飼料の支援金額を合計した額</p> <p>④ 申請期限</p> <p>令和6年2月9日(金)</p>	<p>企画振興部 農業振興課畜産振興係 Tel:0824-73-1227</p> <p>▼事業の詳細はこちら</p> 